

岩倉市国民健康保険運営協議会の書面による議事でもいただいたご意見

	ご意見	市の考え方
1	[資料1] 6 諸収入が本年度と前年度の予算額が一緒ということはどういう事か。返納金などの取り立ての努力をしていないのでは。	<p>歳入のうち諸収入については、保険税の延滞金、事故等で本来保険適用されない医療費を返還していただく第三者からの返納金、資格期間外で受診した場合等による返納金などで、見込みが難しいこともあり、予算額は前年度と同額としています。</p> <p>ご意見の返納金の回収については、個人に請求する方法の他、保険者間の調整により、返納を請求する方法も積極的に活用するなど、適切に返納されるよう努めております。</p> <p>参考：令和元年度決算（諸収入） 予算額 28,026,000 円 決算額 27,447,875 円</p>
2	[資料1] 令和3年度の歳出の保健事業費が前年度比で約6%減少している理由に、特定健診の事前申込制、定員の設定とあります。新型コロナウイルス感染症の影響も考慮してとのことと思いますが、今後、加入者の健診における受診機会の減少や利便性の低下につながるよう、受診環境を整備することがより重要になってくると考えます。	<p>「4款 保健事業費」の主な減額理由に誤りがありましたので訂正をお願いします。</p> <p>減額理由のうち、「特定健診を事前申込制とし、定員を設定したこと」は、<u>定員を超えたすべての方に人間ドックを受診していただけるよう、「人間ドック費用助成金」の予算を増額しており、予算額は相殺されているため、減額理由から削除をお願いします。</u></p> <p>よって、保健事業費における主な減額理由は、「被保険者証の更新がない年度であったこと」のみとなります。なお、被保険者証更新にかかる予算の内訳は、被保険者証の用紙代、送付用封筒の印刷代、郵送費、電算会社への委託料を含めて約350万円となります。</p> <p><u>訂正後の資料を同封いたしますので差し替えをお願いいたします。</u></p>
3	[資料1] 歳出の保険事業費の特定健診で定員設定（人数制限）が、主旨にあっているかは経過を注視していきたい。	5の回答と同様です。

4	<p>[資料1]新型コロナ禍で国から財政支援のある中で、今まで発生していたインフルエンザや他の疾病がコロナ禍で表面に出ていないが、予算にどのようなバランスで組み込まれているか知りたい。</p>	<p>当初予算の積算は、インフルエンザなど具体的な疾病の状況は考慮しておらず、過去の全体の給付実績に基づき、予算計上をしています。</p> <p>具体的に、被保険者の医療費に当たる、保険給付費内の「一般被保険者療養給付費」の予算では、例年、過去3年間の給付実績から算出しています。ただし、令和3年度予算は、令和2年度の給付実績が新型コロナウイルスの影響で減少していたことから、過去2年間（H30～R1）の給付実績と被保険者数の見込みから算出しています。</p>
5	<p>[資料2]コロナウイルス感染症の支給件数が3件とは、どういう事か。岩倉市で感染者はもっと多いのに治療とか、会社は休んでいないのか。それとも届出がないのか（傷病手当金）。</p>	<p>国民健康保険の傷病手当金の対象者は、<u>国民健康保険の被保険者のうち、給与収入のある、新型コロナウイルス感染症に感染した方と、発熱等の症状があり感染が疑われる方を対象としています（後期高齢者医療も同様）</u>。休みやすい環境を整備することで感染拡大を防止する目的で国が財政支援しており、本市はその基準の範囲で手当を支給しています。そのため、<u>国保加入者であっても基準に該当しない、年金受給者や事業主の方は対象となりません。</u></p> <p>本市では、感染者の特定はできないため、個別にご案内をすることができず、<u>感染された方が、他の保険制度で支給を受けているのか、国保加入者で対象にならない方なのかは分からない状況です。</u></p> <p>そのため、本市においては、広報紙、HPによる全体への周知の他、個別には、7月中旬に被保険者の全世帯へ送付する納税通知書の同封チラシで傷病手当金制度をご案内し、対象となった場合に適切にご利用いただけるよう、周知をしております。</p>
6	<p>[資料2]令和3年度の減免額が、国からの支援が2割程度に縮小されるが、本市の予算は前年度の基準のままとなっている。資料1の歳入と歳出にその差額は入っているのか。</p>	<p>令和3年度以降、財政支援を継続するという国からの通知は、当初予算作成後であったため、補填する財源については、<u>当初予算には含んでおらず、補正予算による対応を予定しております。</u></p> <p>財源は、一般会計からの繰入金または国保特別会計の繰越金等を見込んでおり、他市町の状況も踏まえて決定したいと考えております。なお、現時点では県内の半数以上の市町村が、一般会計からの繰入を予定しているとのことです。</p>

7	<p>[資料3]ジェネリック使用割合が、少しずつ向上をしていますが、国・県より低いので、調剤薬局、又は医師の方からジェネリックの利点をもっとPRすれば、もっと高くなるように思う。</p>	<p>本市のジェネリック使用割合向上の取組は、①切替えた場合の影響額をお知らせする、年3回の差額通知書送付、②保険税納税通知書に同封するミニパンフレットにジェネリックシールを添付し、被保険者証ケースへの添付による切替えの勧奨、③国保や後期の新規加入時にお渡しする被保険者証、また、子ども医療等の受給者証のケースにジェネリックシールを予め添付し送付（不要な方は剥がしてもらおう形）等を実施しております。</p> <p>また、国では、診療報酬の改定を行うことで、ジェネリックへの切り替えが進むように取り組んでおります。</p> <p>ご意見のとおり、使用割合の向上には、医療機関からジェネリックへの切り替えを進めていただくことも必要でありますので、医療機関を含めた周知・啓発に努めてまいります。</p>
8	<p>[資料3]特定健診の保健指導実施率が上がっているものの、医療機関の未治療者や高血圧対策の割合が改善（向上）できていないことを良く認知して推移を見守っていききたい。</p>	<p>ご意見のとおり、医療機関の未受診者や高血圧の方の割合が、減少できていないことは課題であると認識しております。特に、高血圧は放置していると、動脈硬化を促進し、脳卒中や心疾患、あるいは慢性腎臓病などの重大な病気につながるため、専門職から放置するリスクをしっかりお伝えし、医療機関への早期の受診と生活習慣の改善につながるよう努めてまいります。</p>